

西濃用水第三期農業水利事業
導水路粕川サイホン耐震化対策工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考
第1章 総則	西濃用水第三期農業水利事業導水路粕川サイホン耐震化対策工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目 的	本工事は、国営西濃用水第三期土地改良事業計画に基づき、導水路粕川サイホンの耐震化対策及び補修工事を行うものである。	
2. 工事場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=272.000m 施工始点 測点No. 10+29.580 施工終点 測点No. 13+1.580 内訳 耐震化対策工 L=203.810m 管路更生工 135.06m あと施工せん断補強鉄筋工 2,720箇所 R C増厚工 34m³ 無収縮モルタル増厚工 92m³ 水路補修工 L=64.000m 目地補修工 85.4m 断面修復工 2.2m²	
4. 工事数量	別紙1「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	1) 河川区域内の施工は非出水期（11月1日～5月31日）に実施しなければならない。 2) 導水路粕川サイホンについては、関係機関との協議により3月31日までに通水が可能な状態にしなければならない。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、函路内工事においては雨天・休日等月当たり11日、それ以外については14日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
3. 施工しない日	原則、土曜日、日曜日、夏期休暇（8月14日～8月16日）及び年末年始（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の施行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前9時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
5. 用水路通水停止期間	今回改修する導水路の通水停止期間は、10月16日から3月31日までを予定している。	

項 目	内 容		備 考		
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。				
第4章 現場条件					
1. 第三者に対する措置					
(1) 騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。				
(2) 濁水処理対策	施工に当たり汚濁水が発生した場合、汚濁水が施工位置周辺に飛散又は流出しないよう十分注意して施工しなければならない。 なお、濁水処理対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。				
(3) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けたもの）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。				
	配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交代要員の有無
	揖斐川町出屋敷 西浜下中線2	1名/日	1名	昼間	無
(4) 耕作者対策	工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないよう留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。				
(5) 交通対策	資機材等の搬入・搬出時における道路上への作業車両の停車については、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。				
(6) 資材等の仮置き	水路用地内に資材等を仮置きする場合は、第三者及び作業員への安全を確保するとともに、用水管理に支障が生じないよう、受注者の責任において管理するものとする。				
(7) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。				
2. 関係機関との調整	関係機関との協議は、発注者側において工事着手までに完了する予定である。 ただし、任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が必要な手続きを行わなければならない。				
第5章 指定仮設					
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、受注者は、共通仕様書3－20－1に基づき指定仮設を含む仮設工の実施に先立ち現場条件を十分に検討し、構造、規模、施工方法等を				

項 目	内 容	備 考																				
	記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 また、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。																					
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																					
3. 水替工	工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。 <table><tr><td>測 点</td><td>想定排水量</td><td>排水方法</td></tr><tr><td>既設函路内</td><td>V=5,110 m³（1期目）</td><td>作業時排水</td></tr><tr><td>既設函路内</td><td>V=4,800 m³（2期目）</td><td>作業時排水</td></tr></table>	測 点	想定排水量	排水方法	既設函路内	V=5,110 m ³ （1期目）	作業時排水	既設函路内	V=4,800 m ³ （2期目）	作業時排水												
測 点	想定排水量	排水方法																				
既設函路内	V=5,110 m ³ （1期目）	作業時排水																				
既設函路内	V=4,800 m ³ （2期目）	作業時排水																				
4. 換気設備	換気設備については、酸素欠乏症等防止規則第5条に基づき、酸素濃度を18%以上に保つための換気設備を設置するものとする。 なお、施設の規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、施設内を換気するのに効果的な設備を選定し、排気ガス等の流入を防止するよう留意しなければならない。																					
第6章 工事用地等																						
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。																					
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保する用地の使用と返還後においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。																					
3. 工事用地等の使用及び返還	工事施工に先立ち、監督職員立会のうえ、借地範囲等の確認を行わなければならない。 また、工事完了後は、原形復旧等必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。																					
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																					
第8章 工事用材料																						
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G 3112 2) せん断補強鉄筋 SD345 JIS G 3112 3) あと施工せん断補強鉄筋工用充填材モルタル あと施工せん断補強鉄筋工で使用するモルタルカプセルは、次の性能を有しているものとする。 <table><tr><th rowspan="2">水セメント比 (%)</th><th rowspan="2">ブリーディング率 (%)</th><th rowspan="2">膨張収縮率 (%)</th><th rowspan="2">施工可能時間 (分)</th><th colspan="4">圧縮強度(N/mm2) 20℃水中養生</th></tr><tr><th>3 時間</th><th>1 日</th><th>7 日</th><th>28 日</th></tr><tr><td>40±3</td><td>0.00</td><td>0.00～1.00</td><td>2～10 (気温 20℃)</td><td>20 以上</td><td>42 以上</td><td>58 以上</td><td>60 以上</td></tr></table> 4) 無収縮モルタル 圧縮強度 21N/mm ² 以上 JSCE-K561	水セメント比 (%)	ブリーディング率 (%)	膨張収縮率 (%)	施工可能時間 (分)	圧縮強度(N/mm2) 20℃水中養生				3 時間	1 日	7 日	28 日	40±3	0.00	0.00～1.00	2～10 (気温 20℃)	20 以上	42 以上	58 以上	60 以上	
水セメント比 (%)	ブリーディング率 (%)					膨張収縮率 (%)	施工可能時間 (分)	圧縮強度(N/mm2) 20℃水中養生														
		3 時間	1 日	7 日	28 日																	
40±3	0.00	0.00～1.00	2～10 (気温 20℃)	20 以上	42 以上	58 以上	60 以上															

項 目	内 容	備 考																								
2. 見本又は資料の提出	5) 鋼管 巻込鋼管 JIS G 3443-1 STW490 内面塗装 JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装)																									
	6) コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は以下のとおりとする。																									
	<table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメントの種類による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>N 又は BB</td><td>図面のとおり</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	N 又は BB	図面のとおり											
	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的																			
	鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	N 又は BB	図面のとおり																			
	※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																									
	7) エアミルク エアミルクは、次に示す配合を標準としているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、施工前にエアミルクの仕様について、監督職員の承諾を得るものとする。																									
	<table><tr><th colspan="4">所要材料 (1 m³当たり)</th><th colspan="4">設計配合基準</th></tr><tr><th>普通ポルトランドセメント (kg)</th><th>水 (kg)</th><th>気泡剤 (L)</th><th>希釈水 (L)</th><th>空気量 (%)</th><th>比重 (g/cc)</th><th>フロー値 (mm)</th><th>圧縮強度 (N/mm²)</th></tr><tr><td>300</td><td>185</td><td>2.05</td><td>38.95</td><td>68</td><td>0.52</td><td>180±20</td><td>1.0 以上</td></tr></table>	所要材料 (1 m ³ 当たり)				設計配合基準				普通ポルトランドセメント (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (L)	空気量 (%)	比重 (g/cc)	フロー値 (mm)	圧縮強度 (N/mm ²)	300	185	2.05	38.95	68	0.52	180±20	1.0 以上	
	所要材料 (1 m ³ 当たり)				設計配合基準																					
	普通ポルトランドセメント (kg)	水 (kg)	気泡剤 (L)	希釈水 (L)	空気量 (%)	比重 (g/cc)	フロー値 (mm)	圧縮強度 (N/mm ²)																		
300	185	2.05	38.95	68	0.52	180±20	1.0 以上																			
8) 目地補修材 別添1のとおり。																										
9) 断面修復材 別添1のとおり。																										
主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。																										
<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>せん断補強鉄筋</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>せん断補強充填材</td><td>試験成績書、配合報告書</td></tr><tr><td>無収縮モルタル</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>管類</td><td>製作図、試験成績書</td></tr><tr><td>裏込め材</td><td>配合報告書</td></tr><tr><td>目地補修材</td><td>試験成績書、カタログ</td></tr><tr><td>断面修復材</td><td>試験成績書、カタログ</td></tr><tr><td>その他監督員が指示するもの</td><td>試験成績書、見本、カタログ等</td></tr></table>	材料名	提出物	鉄筋	ミルシート、試験成績書	せん断補強鉄筋	ミルシート、試験成績書	せん断補強充填材	試験成績書、配合報告書	無収縮モルタル	配合報告書	生コンクリート	配合報告書	管類	製作図、試験成績書	裏込め材	配合報告書	目地補修材	試験成績書、カタログ	断面修復材	試験成績書、カタログ	その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等				
材料名	提出物																									
鉄筋	ミルシート、試験成績書																									
せん断補強鉄筋	ミルシート、試験成績書																									
せん断補強充填材	試験成績書、配合報告書																									
無収縮モルタル	配合報告書																									
生コンクリート	配合報告書																									
管類	製作図、試験成績書																									
裏込め材	配合報告書																									
目地補修材	試験成績書、カタログ																									
断面修復材	試験成績書、カタログ																									
その他監督員が指示するもの	試験成績書、見本、カタログ等																									
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																									
	<table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>鉄鋼材類</td><td>外観・形状・寸法</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備考	鉄鋼材類	外観・形状・寸法	現場搬入時																			
材料名	検査・試験項目	備考																								
鉄鋼材類	外観・形状・寸法	現場搬入時																								

項 目	内 容			備 考																																		
	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																																			
	無収縮モルタル	圧縮強度	現場搬入時及びプラント																																			
	せん断補強鉄筋	寸法、外観	現場搬入時																																			
	管材	外観・寸法	工場及び現場搬入時																																			
	裏込め材	空気量、フロー値、圧縮強度試験	現場搬入時及びプラント																																			
	目地補修材	外観・形状・寸法	現場搬入時																																			
	断面修復材	外観・数量	現場搬入時又は施工完了後																																			
	その他主要資材	外観・寸法	現場搬入時																																			
第9章 施工																																						
1. 一般事項																																						
(1) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。																																					
	<table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度</th><th>遠隔確認対象</th></tr><tr><td>下地処理工</td><td>外観</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>あと施工せん断補強鉄筋工</td><td>削孔径、削孔深さ、施工位置</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>幅、厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>無収縮モルタル</td><td>外観、付着強度、厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">管水路（鋼管）</td><td>基準高</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>溶接部（継手部塗装含む）</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr><tr><td>裏込め充填工</td><td>充填量、充填状況</td><td>初期施工段階及び施工中間段階でそれぞれ1箇所</td><td></td></tr></table>			工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象	下地処理工	外観	初期施工段階で1箇所	○	あと施工せん断補強鉄筋工	削孔径、削孔深さ、施工位置	初期施工段階で1箇所	○	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所	○	コンクリート	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所	○	無収縮モルタル	外観、付着強度、厚さ	初期施工段階で1箇所	○	管水路（鋼管）	基準高	初期施工段階で1箇所	○	溶接部（継手部塗装含む）	初期施工段階で1箇所	○	裏込め充填工	充填量、充填状況	初期施工段階及び施工中間段階でそれぞれ1箇所	
工種	確認内容	確認時期・頻度	遠隔確認対象																																			
下地処理工	外観	初期施工段階で1箇所	○																																			
あと施工せん断補強鉄筋工	削孔径、削孔深さ、施工位置	初期施工段階で1箇所	○																																			
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期施工段階で1箇所	○																																			
コンクリート	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所	○																																			
無収縮モルタル	外観、付着強度、厚さ	初期施工段階で1箇所	○																																			
管水路（鋼管）	基準高	初期施工段階で1箇所	○																																			
	溶接部（継手部塗装含む）	初期施工段階で1箇所	○																																			
裏込め充填工	充填量、充填状況	初期施工段階及び施工中間段階でそれぞれ1箇所																																				
(2) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。																																					

項 目	内 容	備 考																						
2. 建設資材廃棄物等の搬出	5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td><td>(有)三晃開発</td><td>岐阜県安八郡輪之内町南波字村東509-2</td><td>8:00～ 16:30</td><td>中間処理業者</td></tr> <tr> <td>合成ゴムくず等</td><td rowspan="2">(株)神谷商会リサイクルセンター</td><td rowspan="2">愛知県弥富市東末広九丁目59番</td><td rowspan="2">8:00～ 17:00</td><td rowspan="2">〃</td></tr> <tr> <td>混合廃棄物</td></tr> </tbody> </table>	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	無筋コンクリート	(有)三晃開発	岐阜県安八郡輪之内町南波字村東509-2	8:00～ 16:30	中間処理業者	合成ゴムくず等	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広九丁目59番	8:00～ 17:00	〃	混合廃棄物							
建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分																				
無筋コンクリート	(有)三晃開発	岐阜県安八郡輪之内町南波字村東509-2	8:00～ 16:30	中間処理業者																				
合成ゴムくず等	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広九丁目59番	8:00～ 17:00	〃																				
混合廃棄物																								
3. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																					
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
4. RC区間 (1) 高圧洗浄工	高圧洗浄工は、同時吸引式ウォータージェット工法を想定している。この工法以外により下地処理を行う場合は、監督職員と協議しなければならない。ろ過機で汚水は中和処理されることから、PHが6.0～7.5以内であることを計測した上で水路に流すこととし、分離された廃材は混合廃棄物として産廃処理することとする。下地処理で必要となる水については、散水車等からの水を使用することとする。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 また、高圧洗浄工の付着強度が、所定強度を満足しない場合は、ただちに監督職員に報告するとともに、その対策について協議するものとする。																							
(2) あと施工せん断補強鉄筋工	1) あと施工せん断補強鉄筋工の施工位置は、設計図面に示す位置とするが、あらかじめ鉄筋探査機等を用いて、既設構造物の主筋及び配筋筋の位置を調査し、結果を監督職員に報告するものとする。																							

項 目	内 容	備 考
	2) 前項 1) の調査結果を基に、主筋及び配力筋の切断が生じないように十分注意して、既設構造物を削孔するものとする。 なお、削孔位置、施工方法等、あと施工せん断補強鉄筋工の施工及び管理に関する事項を記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 背面側の主鉄筋の内面位置にせん断補強鉄筋の先端が高止まった場合は監督職員に報告するものとする。 4) 削孔内の壁面に付着した切粉やコンクリート片は、適切な方法により入念に清掃し、除去するものとする。 5) せん断補強鉄筋は、所定の位置にモルタルカプセルを用いて既設コンクリートと一体となるよう定着させるものとする。 6) モルタルカプセルは、気泡の発生が無くなるまで(2～5分間)水中(真水、水道水等)に浸漬しなければならない。また、漬後は速やかに削孔内に挿入する。 7) せん断補強鉄筋の打込み完了後は、十分な養生を行う。また、気温が低い場合は、既存コンクリート面を5℃以上に保たなければならない。 8) あと施工せん断補強鉄筋工は、RMA工法(先端斜めカット)により、以下の不足せん断耐力の補強を満足させることを想定している。 頂版 不足せん断耐力 134.0kN/m 側壁 不足せん断耐力 92.2kN/m 底版 不足せん断耐力 185.0kN/m ただし、同等以上の性能を有する他の工法を排除するものではない。	
(3) 増厚工	1) 工法については、RC増厚工及び無収縮モルタル増厚工とし、材料はコンクリート及び無収縮モルタルを用いるものとする。 2) 無収縮モルタルは、乾燥収縮によるひび割れが少ないものを用いることとする。 3) 施工に当たっては、設計図書に示す厚さが確保されているか確認しながら行うものとする。	
5. PC区間		
(1) 鋼管	1) 管の仕様は、設計図書に示すとおりとする。 2) 管の内面塗装は、JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管—第4部:内面エポキシ樹脂塗装)によるものとし、塗膜厚さは0.5mm以上とする。 3) 管の外面塗装について、裏込め注入部の外面塗装は、JIS K 5552(ジンクリッチプライマー)によるものとし1回塗装とする。 4) 検査は(社)日本水道協会による検査とし、これに要する費用は受注者の負担とする。	
(2) 管路更生工法	1) 既設管路内の排水を行った後、管内の状況調査を行い、漏水補修、堆砂撤去等の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 2) 既設管路内への管搬入は、ウインチ等によるものとし、挿入する管及び既設管に損傷を与えないようにしなければならない。 3) 内挿管の据付に当たっては、ゴム製等の調整材を設置し、できる限り既設管の中心に据付を行うこととする。 なお、設計図面に示す管中心高は参考値である。	
(3) 裏込め充填工	1) 裏込め材の充填に当たっては、事前に配合計画書及び内挿管配置計画等を記載した裏込め材充填計画書を作成し、監督職員の承諾を得た後、施工するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	2) 既設管路内配管完了後、既設管と内挿管の隙間部分に裏込め材を充填し、既設管と内挿管を一体に固定しなければならない。 3) 内挿管は、裏込め材の充填による浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずるものとし、浮上防止材は管1本当たり1箇所以上設置しなければならない。 4) 裏込め材の最大注入圧は0.10MPa以下とする。 なお、施工に当たっては、管に過度な負荷が生じないように十分配慮するとともに、必要に応じて真円を保持する措置を行うものとする。 5) 裏込め材の品質管理は、一軸圧縮試験、生比重、フロー値を測定することにより行うものとする。 6) 充填工における注入設備は、計画工程の確保と環境保全を考慮した規模・配置・施工方式によるものとする。 7) 裏込め材充填は、内挿管に設置するグラウトホールより行うものとし、グラウトホールは注入後、内挿管と同質材料を用いて溶接により確実に閉塞しなければならない。	
6. 目地補修工		
(1) 補修範囲の確認	補修範囲は、図面に示す目地を対象としているが、施工に先立ち補修範囲を確認するものとする。	
(2) 準備工	1) 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。 2) 補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について、監督職員と協議するものとする。	
(3) 目地補修工 (目地成型ゴム挿入工)	1) 目地に沿って幅30mm程度、深さ30mm程度にコンクリートカッターにより切断し、コンクリートチッパー等により箱抜きを行うものとする。 2) 箱抜き内部の粉塵等をワイヤーブラシ、刷毛等で丁寧に除去した後、プライマーを丁寧に塗布するものとする。 3) 成型ゴムの挿入に当たっては、事前に成型ゴム側面に接着材を塗布し、箱抜き部にねじれが生じないように丁寧に成型ゴムを挿入するものとする。 なお、1施工目地には連続した成型ゴムを用いるものとし、複数の成型ゴムを突き合わせにより施工する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。既設目地部コンクリートに所定の目地幅で墨入れし、コンクリートカッターを入れた後、コンクリートチッパー等により所定の幅及び深さまで箱抜きしなければならない。	
7. 断面修復工		
(1) 補修範囲の確認	施工に先立ち補修範囲を確認するものとする。	
(2) 準備工	1) 施工に支障となる堆積砂、ゴミ等についてはスコップ等により丁寧に除去するものとする。 2) 補修箇所から湧水等が確認された場合には、止水又は導水処理等について、監督職員と協議するものとする。	
(3) 断面修復工	1) 監督職員と立会の上はつり、修復工範囲等を確認するものとする。 2) はつりに当たっては、構造物の耐力に影響を与えないよう行うものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 3) はつり等により鉄筋の露出が確認された場合、錆の除去及び防錆材の塗布等を行うものとする。	

項 目	内 容	備 考																																													
8. 原形復旧工	4) 断面修復材は左官工法により塗布するものとする。 5) 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないようにしなければならない。 なお、外気温が5℃未満になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、修復作業において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。 工事用地等の原形復旧方法は、次に示すとおりとする。 1) 耕地については、土木シート撤去後、事前に実施した測量図に基づいて、農耕用トラクター等により耕起を行うものとする。 2) 耕地の復旧に当たり、基盤面の沈下等により原形地盤高さまでの復旧が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。																																														
第10章 施工管理																																															
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1－1－10に規定する（1）、（2）又は（3）の資格を有する者でなければならない。																																														
2. 施工管理																																															
（1）施工管理の追加項目	本工事の施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」という。）によるものとし、これに定めのない追加項目とその管理基準値等は次によらなければならない。 なお、施工管理基準と追加項目に定めのない項目については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。																																														
（2）出来形管理	直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。 ただし、下表に寄り難い場合は事前に監督職員と協議するものとする。 1) あと施工せん断補強鉄筋工 ①直接測定による出来形管理 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>管理基準値</th><th>規格値</th><th>測定基準</th></tr><tr><td colspan="2">削孔径</td><td>設計値± 2 mm</td><td>設計値± 2 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td rowspan="3">削孔深さ</td><td>頂版</td><td>設計値± 9.5 mm※¹</td><td>設計値± 9.5 mm※¹</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>側壁</td><td>設計値± 8 mm※¹</td><td>設計値± 8 mm※¹</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>底版</td><td>設計値± 9.5 mm※¹</td><td>設計値± 9.5 mm※¹</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td rowspan="3">削孔間隔（横）</td><td>頂版</td><td>b=295 mm以内※²</td><td>±19 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>側壁</td><td>b=295 mm以内※²</td><td>±16 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>底版</td><td>b=300 mm以内※²</td><td>±19 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td rowspan="2">削孔間隔</td><td>頂版</td><td>b=1, 000 mm以内※³</td><td>±19 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr><tr><td>側壁</td><td>b=1, 000 mm以内※³</td><td>±16 mm</td><td>1 バレル当たり 1 箇所</td></tr></table>	項 目		管理基準値	規格値	測定基準	削孔径		設計値± 2 mm	設計値± 2 mm	1 バレル当たり 1 箇所	削孔深さ	頂版	設計値± 9.5 mm※ ¹	設計値± 9.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所	側壁	設計値± 8 mm※ ¹	設計値± 8 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所	底版	設計値± 9.5 mm※ ¹	設計値± 9.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所	削孔間隔（横）	頂版	b=295 mm以内※ ²	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所	側壁	b=295 mm以内※ ²	±16 mm	1 バレル当たり 1 箇所	底版	b=300 mm以内※ ²	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所	削孔間隔	頂版	b=1, 000 mm以内※ ³	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所	側壁	b=1, 000 mm以内※ ³	±16 mm	1 バレル当たり 1 箇所	
項 目		管理基準値	規格値	測定基準																																											
削孔径		設計値± 2 mm	設計値± 2 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											
削孔深さ	頂版	設計値± 9.5 mm※ ¹	設計値± 9.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所																																											
	側壁	設計値± 8 mm※ ¹	設計値± 8 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所																																											
	底版	設計値± 9.5 mm※ ¹	設計値± 9.5 mm※ ¹	1 バレル当たり 1 箇所																																											
削孔間隔（横）	頂版	b=295 mm以内※ ²	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											
	側壁	b=295 mm以内※ ²	±16 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											
	底版	b=300 mm以内※ ²	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											
削孔間隔	頂版	b=1, 000 mm以内※ ³	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											
	側壁	b=1, 000 mm以内※ ³	±16 mm	1 バレル当たり 1 箇所																																											

項 目	内 容				備 考
	(縦)	底版	b=1,000 mm以内※ ³	±19 mm	1 バレル当たり 1 箇所
※1 設計値±1/2 d d：削孔する既設構造物の主鉄筋の直径 (頂版 D19、側壁 D16、底版 D19)					
※2 有効高さ/2 有効高さ：部材厚から既設背面主鉄筋のかぶりを除いた高さ (頂版 590 mm、側壁 590 mm、底版 600 mm)					
※3 1,000 mm以内かつせん断補強筋径 (D25) の48 倍以内					
②撮影記録による出来形管理					
撮影項目		撮影頻度		撮影方法・管理方法	
削孔径		1 面当たり 1 箇所		施工管理基準に準ずる	
削孔深さ		1 面当たり 1 箇所			
削孔間隔		1 面当たり 1 箇所			
2) RC 増厚工及び無収縮モルタル増厚工					
①直接測定による出来形管理					
項 目		管理基準値		規格値	
厚さ		+15 mm － 0 mm		－ 0 mm	
外観		増厚面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ等がないこと。			20mに毎に 1 箇所の割合で測定する。底版・頂版・左右の側壁を測定する。
面積					施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
②撮影記録による出来形管理					
撮影項目		撮影頻度		撮影方法・管理方法	
削孔径		設計値以上		1 面当たり 1 箇所	
3) 現場継手溶接試験					
①V型開先(片面裏当溶接)箇所の鋼管継手溶接部の試験は、JIS Z 3060(鋼溶接部の超音波探傷試験方法)により全溶接延長の5%について行い、1 箇所につき15cmの範囲を検査するものとする。					
なお、判定基準はJIS Z 3060の分類に基づき3 類以上とする。					
②突合せ溶接箇所の鋼管継手溶接部の試験については、JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)により全溶接延長の5%について行い、1 箇所につき15cmの範囲を検査するものとする。					
なお、合格判定はJIS Z 3050A基準によるものとし、等級分類はJIS Z 3104の分類に基づき第1 種又は第2 種3 類以上とする。					
4) 目地補修工					
①直接測定による出来形管理					
工種	項目	管理基準値		規格値(参考値)	測定基準
目地補修工	切削幅	+ 0 mm、－ 2 mm		－ 0 mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央

項 目		内 容				備 考	
					付近及び底版中央付近、頂版中央付近の計4箇所。		
		切削深さ	－0mm	－0mm	各補修箇所。測定位置は左右壁中央付近及び底版中央付近、頂版中央付近の計4箇所。		
		延長	－0mm	－0mm	各補修箇所。		
		外観	目地材が目地部にねじれなくまっすぐに挿入されていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。		
	②撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。						
	工 種		撮影基準		撮影箇所		
	目地補修工	切削工		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械を撮影する。【施工中】		
					切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）を撮影する。水路側壁外からの湧水がある場合は、止水又は導水の状況が判別できるように撮影する。【施工後】		
		目地設置		施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況を撮影する。【施工中】		
					補修箇所の延長を撮影する。【施工後】		
					全1回		材料の総使用量が分かるもの（空缶、梱包材等）を撮影する。【施工後】
	5）断面修復工						
	①直接測定による出来形管理						
	工 種		項 目	管理基準値	規格値（参考値）		測定基準
	断面修復工	長さ	－0mm	－0mm	各補修箇所		
幅		－0mm	－0mm	各補修箇所			
厚さ		－0mm	－0mm	各補修箇所			
外観		施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	同左	各補修箇所を目視確認する。			
面積		－	施工面積≧設計面積	各施工面積について、展開図又はその他の方法により測定（求積）する			
②撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。							
工 種		撮影基準		撮影箇所			
断面修復工	断面修復工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で		施工前後の状況、施工状況を撮影する。【施			

項 目	内 容					備 考	
(3) 品質管理			撮影する。50m未満は2箇所撮影する。	【工中】 練り混ぜ、配合状況を撮影する。			
				断面修復の厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。(施工面積により適宜測定で測る。)			
	断面修復工		全1回	材料の総使用量が分かるもの(空缶、梱包材等)を撮影する。【施工後】			
	鉄筋処理		施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。【施工後】			
	6) 通水の立会 受注者は、4月10日の通水開始時に立会うものとする。 なお、通水において受注者の責任に起因する異常が認められた場合には、受注者の責任において処理するものとする。						
	1) RC 増厚工及び無収縮モルタル増厚工						
	工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準		規格値
	下地処理	施工	付着強度試験	単軸引張試験	下地処理後3箇所、1箇所当たりの試験数3個		3個の試験値の平均値1.0 N/mm ² 以上、かつ個々の試験値が0.85 N/mm ² 以上
	2) 断面修復工						
	工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準		規格値
断面修復工	施工	圧縮強度(材齢28日)	JSCE-K561	施工延長概ね50～100m毎に1回	21.0N/mm ² 以上		
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。 黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リス						

項 目	内 容	備 考
第13章 公共事業関係 調査に対する協 力	(9) 関係機関及び地元との協議調整により、工事を変更・追加する場合。 (10) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。 (11) その他工事施工上、監督職員が必要と認めたもの。 (12) 遠隔確認を行う場合。 (13) 補修工の養生対策が必要となった場合。 (14) 目地部背面からの湧水の止水処理又は導水処理が必要となった場合。 (1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 (2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。 また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。	
第14章 その他 1. 契約後VE提案	(1) 定 義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 (2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 (3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項	

項 目	内 容	備 考
2. 電子納品	② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 (4) VE提案の適否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第24条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 (5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 (6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R 又はDVD-R）正副2部 ・ 工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じ可）	

項 目	内 容	備 考
3. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。	
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 （1）工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （2）工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 （3）設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 （4）対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事	

項 目	内 容	備 考
7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について	の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長（総括監督員）、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 (5) 建設コンサルタントの出席 上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。 (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	

項 目	内 容	備 考						
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
9. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 (1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様をたす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）トイレ イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） (2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／施工箇所までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。							

項 目	内 容	備 考	
10. 現場環境改善費	(1) 現場環境改善費の内容は次のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し、合計5つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事の内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更してもよいものとする。詳細については、監督職員と協議実施するものとする。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
	(2) 次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。		
	(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。		
	計 上 項 目		実施する内容（率計上分）
	仮設備関係		①用水・電力等の供給 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
	営 繕 関 係		①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
11. 週休2日による施工	安 全 関 係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策 ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	
	地 域 連 携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。		
	(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。		

項 目	内 容	備 考										
	① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、受注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記録された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 （現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなか		4週8休以上 （現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 （現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											

項 目	内 容	備 考							
12. 週休2日制の促進	った場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 （6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr> <tr> <th>4週8休以上</th></tr> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td></tr> </table> （1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 （2）発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。 ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。 また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。 なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。 ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。 なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。 ○監督職員用 【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 ② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価事項を追加し、両方で加点評価する。 ただし、週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。 ○監督職員用 ☐休日の確保を行った。 ☐その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。] ○事業所長用 ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐その他[理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] ③ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所	名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	
名称	区分			補正係数					
		4週8休以上							
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02							

項 目	内 容	備 考
	を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1 点を加点评価する。 ○事業所長用 □その他[理由：現場閉所による月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 (2) 受発注者間で作成の上、合意した単価合意書は、公表するものとする。	
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	(1) 本工事は、熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 (2) 用語の具体的な内容は以下のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では、夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測結果確認方法及び確認結果の報告方法を記載した施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 (4) 日最高気温については、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所での計測結果、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃ 以上となる日を真夏日とみなすものとする。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りに位置する気象庁の地上気象観測所以外で、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。 (5) 受注者は、監督職員に計測結果を報告するものとする。 (6) 発注者は、上記（5）に基づき工期中の真夏日率を算定、以下の式により算出された補正率を現場管理費率に加算して、設計変更を行うものとする。 $\text{補正值（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$ ※補正係数：1.2	
15. 1 日未満で完了する作業の積算	(1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。	

項 目	内 容	備 考
16. 再生資源利用 (促進) 計画の現場揭示	(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、その他協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (2) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 (4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 (5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「共通仕様書第1編 1 - 1 - 22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「上記4）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 (6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員か	

項 目	内 容	備 考
17. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	ら請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費や準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 (3) 受注者は、上記（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
18. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている252日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月9日（工事完了期限日）まで	
19. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	

項 目	内 容	備 考
20. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。 ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。 ○事業所長用 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。	
第15章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

コンクリート水路補修材料品質規格

1) 目地補修材

要求性能項目			品質項目	照査方法		品質規格値
基本的性能	成型ゴムの耐久性	耐候性	紫外線による劣化	JIS K 6266 (キセノン 4,000 時間又はサンシャイン 2,400 時間)		ひび割れ、変色等がないこと
		耐オゾン性	オゾンによる劣化	JIS K 6259 (オゾン濃度 50pphm、40℃、96 時間、50%引張歪み)		JIS K 6259 附属書 1 によるき裂の評価で、A-1 を限度とする
			成型ゴム露出表面の応力状態 (引張応力)	目地成型ゴム挿入工法（品質規格Ⅰ型）の耐オゾン性試験方法（案）	FEM 解析又は歪み測定において、成型ゴム露出表面に引張応力（又は引張歪み）が働かないこと	
				目地成型ゴム挿入工法（品質規格Ⅱ型）の耐オゾン性試験方法（案）	歪み測定又は FEM 解析等において、成型ゴム露出表面に働く引張応力（又は引張歪み）が、同種ゴムの屋外における実績以下であること	
		耐熱老化性	伸び変化率	JIS K 6257（70℃、96 時間）		伸び変化率-20% 以内
	成型ゴムの脱落抵抗性		外力に対する安定	目地成型ゴム挿入工法の脱落抵抗性試験方法（案）		1.0N/mm ² （MPa）以上
	接着剤の耐久性	付着性	接着剤の付着強度	JSCE-K 561 (乾湿繰返し及び温冷繰返し回数は 20 サイクル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
					多湿条件	
					低温条件	
					水中条件	1.0N/mm ² 以上
					乾湿繰返し条件	
					温冷繰返し条件	
	伸縮追従性		成型ゴムの圧縮永久歪み	JIS K 6262 (70℃、24 時間、25%圧縮)		30%以内
	止水性		水圧による漏水	目地成型ゴム挿入工法の止水性試験方法(案) (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3 分間)		漏水が認められないこと

2) 断面修復材

①断面修復材

要求性能項目		品質項目	照査方法		品質規格値
基本的性能	付着性	付着強度	JSCE-K 561 (乾湿・温冷繰返し回数は10サイクル)	標準条件	1.5N/mm ² 以上
				多湿条件	
				低温条件	
				水中条件	1.0N/mm ² 以上
				乾湿繰返し条件 温冷繰返し条件	
基本的性能	一体化性	圧縮強度	JSCE-K 561 (28日間養生)		21.0N/mm ² 以上
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129		0.05%以下
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129		0.05%以下
個別的性能	中性化抑止性	中性化速度	JIS A 1153 (4週間)		中性化深さ 5mm 以下 中性化速度係数 18mm/√t (年)以下
	耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)		標準供試体に対する平均摩耗深さの比が 1.5 以下
	耐凍害性	相対動弾性係数	JIS A 1148 (A 法 300 サイクル)		85%以上

②防錆材

要求性能項目		品質項目	試験方法	品質規格値
基本的性能	耐アルカリ性	耐アルカリ性	日本建築学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針(案)・同解説」 鉄筋コンクリート補修用防錆材の品質基準(案)	塗膜に異常が認められないこと
	鉄筋との付着性	付着強度		7.8N/mm ² 以上
	防錆性	防錆率		防錆率 処理部 50%以上 未処理部-10%以上

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	西濃用水第三期農業水利事業 導水路粕川サイホン耐震化対策工事
工 事 場 所	岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

西濃用水第三期農業水利事業 導水路粕川サイホン耐震化対策工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 耐震化対策工	PC区間＋一部RC区間			
(1) 鋼管布設工				
1) 鋼管		m	135.0	
2) 鋼管布設		m	135.0	
(2) 裏込材充填工				
1) 浮上防止対策		式	1	
2) 間仕切壁設置		式	1	
3) 裏込材充填		m3	500	
2. 耐震化対策工	RC区間			
(1) 高圧洗浄工				
1) 高圧洗浄工		m ²	866	
2) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	混合廃棄物 処分費	m3	8.7	
3) 殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	混合廃棄物 運搬費	回	2	
(2) あと施工せん断補強鉄筋工				
1) あと施工せん断補強鉄筋工	頂版 D25 L=530mm	本	748	
2) あと施工せん断補強鉄筋工	底版 D25 L=540mm	本	748	
3) あと施工せん断補強鉄筋工	側壁 D25 L=520mm	本	1,224	
(3) 増厚工				
1) コンクリート		m3	34	
2) 無収縮モルタル		m3	90	
3) 型枠		式	1	
4) 鉄筋	D13	ton	3.38	
5) 鉄筋	D16	ton	4.35	
6) 鉄筋	D22	ton	4.31	
7) 鉄筋	D25	ton	5.64	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8)コンクリート削孔工		孔	2, 232	
9)目地板		m ²	4	
1 0)止水板		m	23. 1	
1 1)支保		式	1	
3. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	耐震化対策工			
1)コンクリートはつり	t=50mm	m ²	2. 2	
2)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート	m ³	0. 1	
(2)構造物取壊し工	水路補修工			
1)既設目地撤去工		m	85. 4	
2)断面修復コンクリートはつり	断面修復t=50mm はつり t=10mm	m ²	0. 1	
3)断面修復コンクリートはつり	断面修復t=70mm はつり t=10mm	m ²	1. 7	
4)断面修復コンクリートはつり	断面修復t=100mm はつり t=10mm	m ²	0. 4	
5)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート	m ³	0. 1	
6)殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	混合廃棄物 処分費	m ³	0. 1	
7)現場内小運搬		m ³	0. 4	
4. 水路補修工				
(1)目地補修工				
1)成型ゴム挿入工		m	85. 4	
2)成型ゴム足場工		式	1	
(2)断面修復工				
1)断面修復工	t=50mm	m ²	0. 1	
2)断面修復工	t=100mm	m ²	0. 4	
(3)断面修復工	防錆処理工有り			
1)断面修復工	t=70mm	m ²	1. 7	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 耕地復旧工				
(1) 水田復旧工				
1) 耕土復旧		m ²	465.0	
6. 仮設工				
(1) 排水処理工	1 期目			
1) 排水ポンプ (仮設)	40以上～120未満	式	1	
(2) 排水処理工	2 期目			
1) 排水ポンプ (仮設)	40以上～120未満	式	1	
(3) 換気設備工				
1) 換気設備工		式	1	
(4) 仮設ヤード工	西部分水工横			
1) 敷鉄板	t=22mm 設置～賃料～撤去	m ²	432	
2) 土木シート		m ²	518	
3) 殻運搬・処理	廃プラスチック類 処分費	m3	2.6	
4) 殻運搬・処理	廃プラスチック類 運搬費	回	1	
5) 仮設ヤード工		m3	266	
6) コルゲートパイプ設置・撤去		m	5.0	
(5) 仮設ヤード工	岡島放水工横			
1) コンクリート床版撤去・再設置		枚	4	
(6) 安全費				
1) 交通誘導警備員		人	18	
7. その他				
(1) 運搬費				
1) 共通仮設 (積上げ)				
運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送		式	1	
(2)技術管理費				
1)共通仮設(積上げ)				
技術管理費				
超音波探傷試験		箇所	34	
圧縮強度試験	無収縮モルタル	箇所	1	
鉄筋調査		m ²	678	